

規制改革推進会議

農林水産ワーキング・グループ説明資料

「農産物（米）規格・検査に関する意見」

令和2年1月31日

公益社団法人 日本農業法人協会



○ 公益社団法人 日本農業法人協会の概要

1. 名 称 公益社団法人 日本農業法人協会

令和元年12月2日現在

2. 事務所の所在地 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル1F

3. 設 立 日 平成11年6月28日

4. 設立の目的

わが国農業経営の先駆者たる農業生産法人その他農業を営む法人の経営確立・発展のための調査研究、提案・提言、情報提供等の活動を進めることにより、わが国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

5. 事業の概要

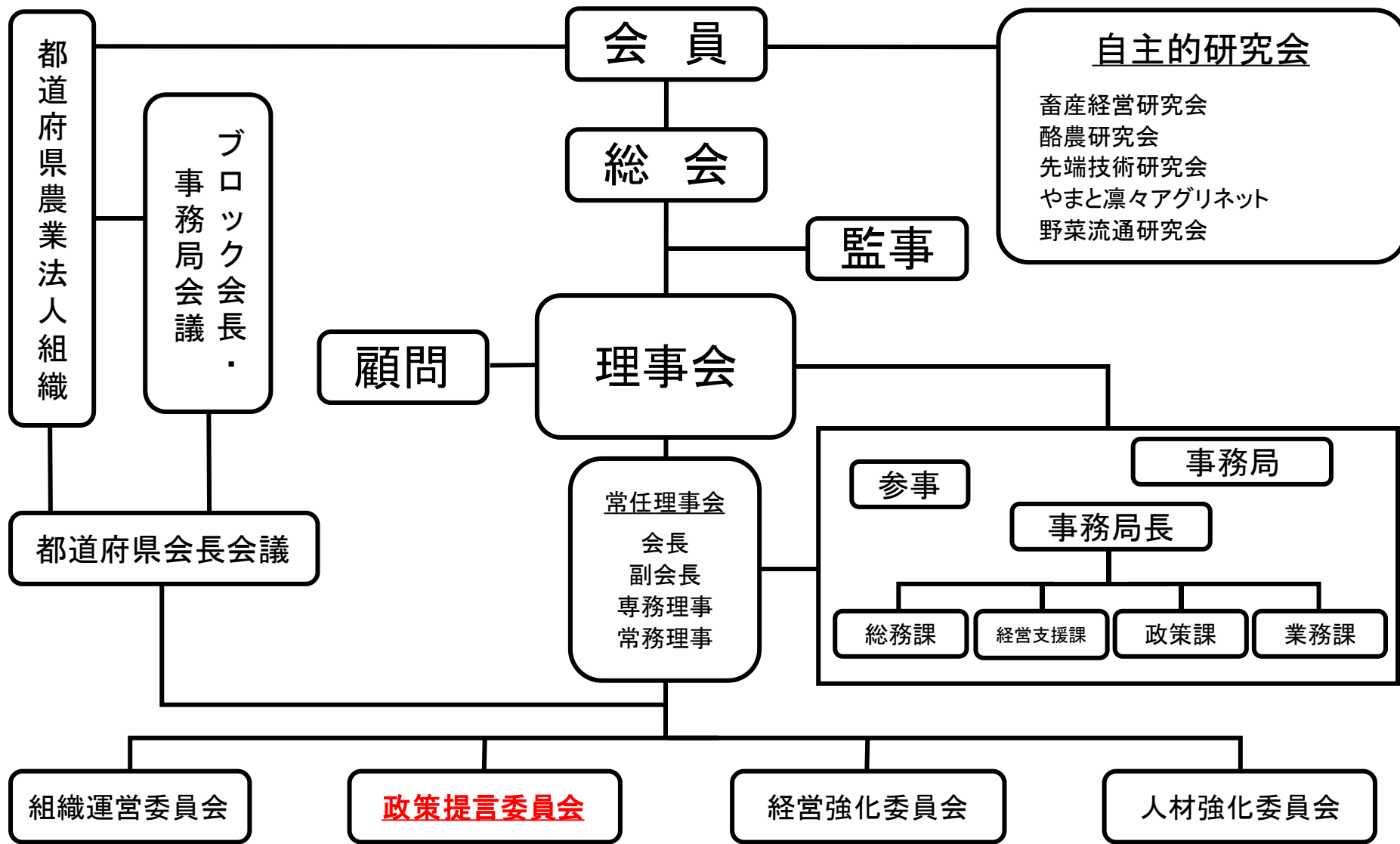
前項4の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 農業法人に関する経営情報の収集・提供及び農業法人の組織活動の推進に向けた調査研究
- (2) 調査研究等を踏まえた、農業経営政策、適切な土地利用、農村社会の発展に関する提案・提言
- (3) 農業経営体の育成と国民生活の向上をめざした、農業経営改善の研修と教育、農業経営者の相互交流、職業安定法(昭和22年法律第141条)に規定する職業紹介事業をはじめとした人材確保及び育成に資する活動、国際理解と途上国支援に向けた外国人技能実習生等の受入と研修
- (4) 一般国民に対する啓発・普及、農商工連携の推進、農業の6次産業化の推進
- (5) 国民食料の安定供給に向けた農業資材や生産物等の物流調整活動、コスト低減、生産性向上の研究
- (6) 損害保険代理業、その他目的を達成するために必要な事業

6. 会 員

- (1) 正会員 : 2, 048(本協会の目的に賛同する農業法人、農業法人志向農業者等)
- (2) 賛助会員 : 7 (本協会の事業を賛助するために入会した農業関係団体等)
- (3) アグリサポート倶楽部会員 : 157(情報提供に協力する個人・企業団体等)

公益社団法人 日本農業法人協会 組織・機構



日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言（概要）

令和元年6月13日 （公社）日本農業法人協会

- 日本農業法人協会は、「農業が若者の将来就きたい職業の第1位となる」という未来像を掲げ、これまで政策提言を行ってきた。その実現に向けて制度面の手当ては進展してきているが、現場で効力を発揮するには一層の取組み強化が不可欠である。
- また、我が国が急激な人口減少・高齢化等、厳しさを増す農業・農村を取り巻く環境の変化に対応するために、次期食料・農業・農村基本計画では、10年、20年後を見据えた既存政策の戦略的な見直し・再構築が必要。
- 当協会会員法人は、プロ農業経営者として国民への食料の安定供給、地域社会・経済の活性化にこれまで以上に大きな役割を果たすとともに、農業法人のみでは解決が困難な諸課題に官民を挙げて取組むことにより、生産性の向上と持続可能性を両立した令和時代の新しい農業経営を創造するため、日本農業法人協会として以下の提言を行う。

I 新時代を見据えた農業経営・生産技術の確立

～日本農業をリードする高い技術力・経営力を備えた農業法人の育成・強化～

1 地域農業を支える収益力の高い農業法人等の育成

- 人・農地プラン実質化の集中実施により農地集積・集約、他地域への参入を積極的に推進
- 新たな国・県認定による広域で事業を行う認定農業者に対し強力な支援措置を創設
- 担い手が不足する地域において、農業法人が販売戦略や事業ノウハウを提供し、地域の農業者と連携する場合の支援措置を創設
- 法人経営体育成に向けた農業経営相談所の機能・組織体制を強化

2 人手不足の中でも農業に人を引きつける施策の集中実施

- 農業版リカレント教育など就農に直結する即戦力となる人材を育成するための農業教育の充実
- 多様な人材の確保に向けて農業法人が取組む労働環境の改善への支援強化
- 女性、高齢者、異業種経験者の参画推進に向けた環境整備と農福連携の普及を推進
- 外国人材の円滑かつ適正な受入れに必要な外国の関係機関との連携等、農業界における横断的な取組みを支援。外国人材に対する自治体による生活支援等を充実

3 スマート農業技術が効果を発揮するための環境整備

- 現場のニーズを反映した技術開発・実装の加速化、基盤整備の集中実施、技術進展を見通した営農体系の抜本的な見直し、データ共有を円滑化

～人口減少下でも元気で持続可能な農業・農村を実現するために～

4 高齢化が進む農村の環境、農業インフラの維持・整備を継続する仕組みづくり

- 人口減少、高齢化の急速な進行により、引き受け手のいない「限界農地」や農業インフラの維持・整備が困難となる状況が顕在化しつつある。日本農業法人協会もこれまで以上の役割を果たしていくが、対応には限界があるため、農業法人等の負担を軽減し、農業・農村の持続的な発展を可能とする方策について、食料・農業・農村基本計画の検討過程において議論すべき

II 現場で実感できるコスト低減

～農政改革プログラムの効果の発現・定着～

1 物流の効率化

- 物流効率化に向け、省庁の垣根を越えて戦略を策定
- 業種・業者横断で配車・積載情報等を共有・透明化して利用を最適化するシステムを構築
- 卸売市場改革の成果の具体化に向けた工程管理を徹底
- 地方卸売市場を新たな物流拠点として活用する取組みモデルへの支援

2 生産資材等の価格引下げ

- 国内外の資材価格等の調査充実による資材等のコスト構造の透明化の推進
- 畜舎等の農業分野での建築基準法の適用除外
- 新事業者の参入・業界再編の一層の促進
- 海外も含めた新技術等の掘起こしの充実。知見の共有等を通じ農業法人の目利き力を強化
- 補助事業の執行期限設定を柔軟化

～手間のかからない行政手続きによる負担軽減～

3 行政手続きオンライン化を通じた効率化

- 行政のマンパワー不足を見越し、各種行政手続きのオンライン化の早期実現と記入情報や添付書類等の簡素化の徹底

○米流通、米検査の現状

○ 米の流通の状況【図1】

【出荷・販売段階】

(単位：万トン)

| 年産 | 出荷・販売 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| | 農協 | | | | | | | | 全集連系業者 | | | | | | 生産者 | |
| | 100.0% | | 61.3% | | 55.0% | | 6.3% | | 3.1% | | 1.1% | | 1.9% | | 35.5% | |
| | 636 | 100.0% | 390 | 61.3% | 350 | 55.0% | 40 | 6.3% | 20 | 3.1% | 7 | 1.1% | 12 | 1.9% | 226 | 35.5% |
| H16 | 636 | 100.0% | 390 | 61.3% | 350 | 55.0% | 40 | 6.3% | 20 | 3.1% | 7 | 1.1% | 12 | 1.9% | 226 | 35.5% |
| H29 | 569 | 100.0% | 315 | 55.4% | 234 | 41.1% | 81 | 14.2% | 20 | 3.5% | 5 | 0.9% | 15 | 2.6% | 234 | 41.1% |
| H29－ H16 | ▲ 67 | | ▲ 75 | | ▲ 116 | | 41 | | 0 | | ▲ 2 | | 3 | | 8 | |

(注) 四捨五入の関係上、縦横の合計が一致しない。

(出典) 「米をめぐる関係資料」(令和元年11月 農林水産省)より作成

○ 検査数量の推移【図2】

【米穀】

(単位：万トン)

| | H16年産 | H17年産 | H18年産 | H19年産 | H20年産 | H21年産 | H22年産 | H23年産 | H24年産 | H25年産 | H26年産 | H27年産 | H28年産 | H29年産 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 検査数量 | 501 | 532 | 504 | 506 | 535 | 507 | 514 | 505 | 534 | 547 | 556 | 520 | 529 | 509 |

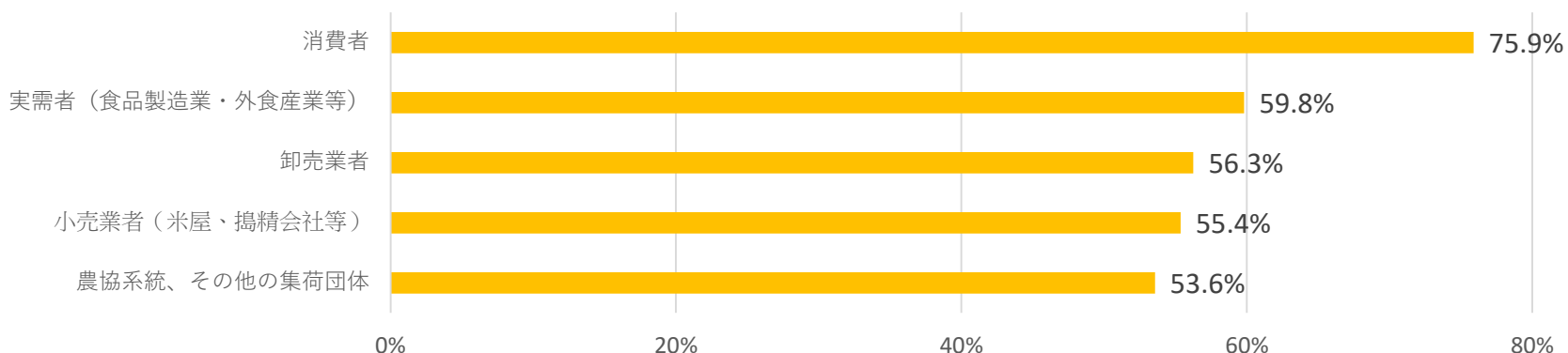
(注) 米穀の検査数量は、うるち、もち及び醸造用を合計した玄米数量である。(もみ及び飼料用は除く)

(出典) 食糧統計年報及び農林水産省公表資料より作成

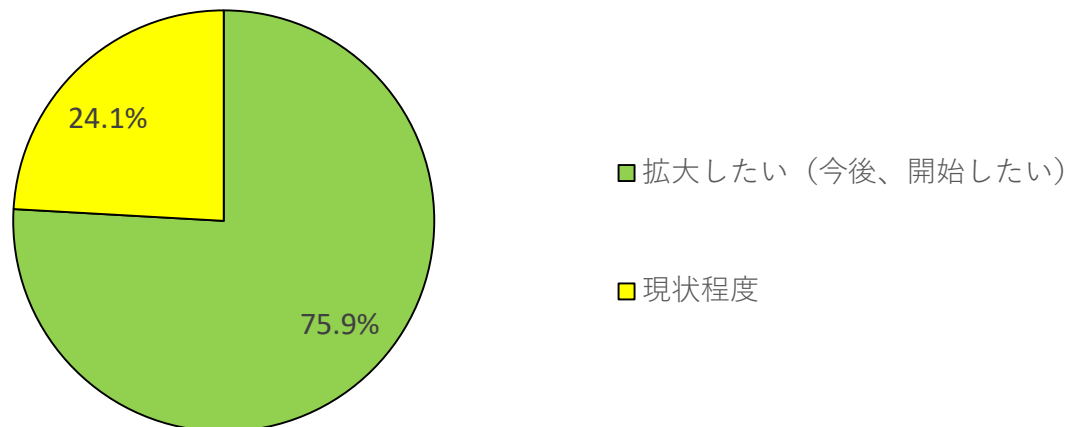
○ 農産物検査・規格に係る会員の声

- 日本農業法人協会では、2020年1月6日～1月17日の間に、全国の当協会会員向けに対し、「農産物検査(米検査)に関するアンケート調査」をインターネットリサーチで実施しました。
(有効回答数:112社)

(設問1) 現在の貴社の米の販売先をおしえてください(複数回答可)(n=112)

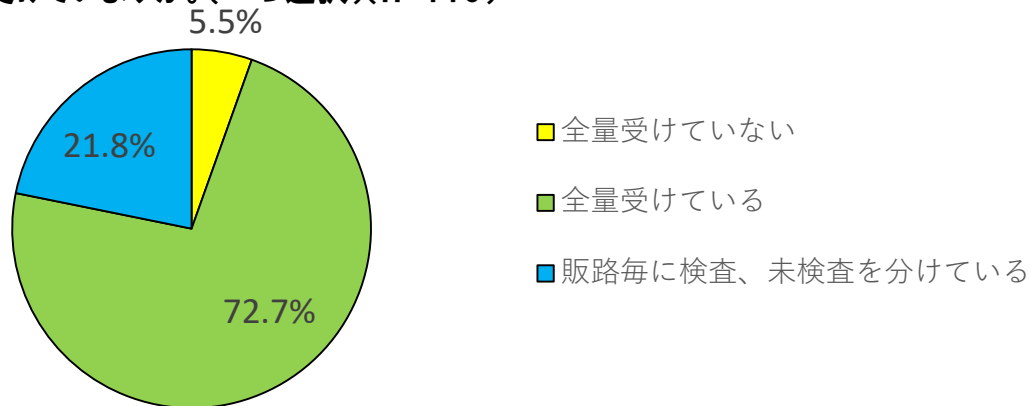


(設問2) 今後、実需者・消費者への販売を拡大したいと思っていますか(n=112)

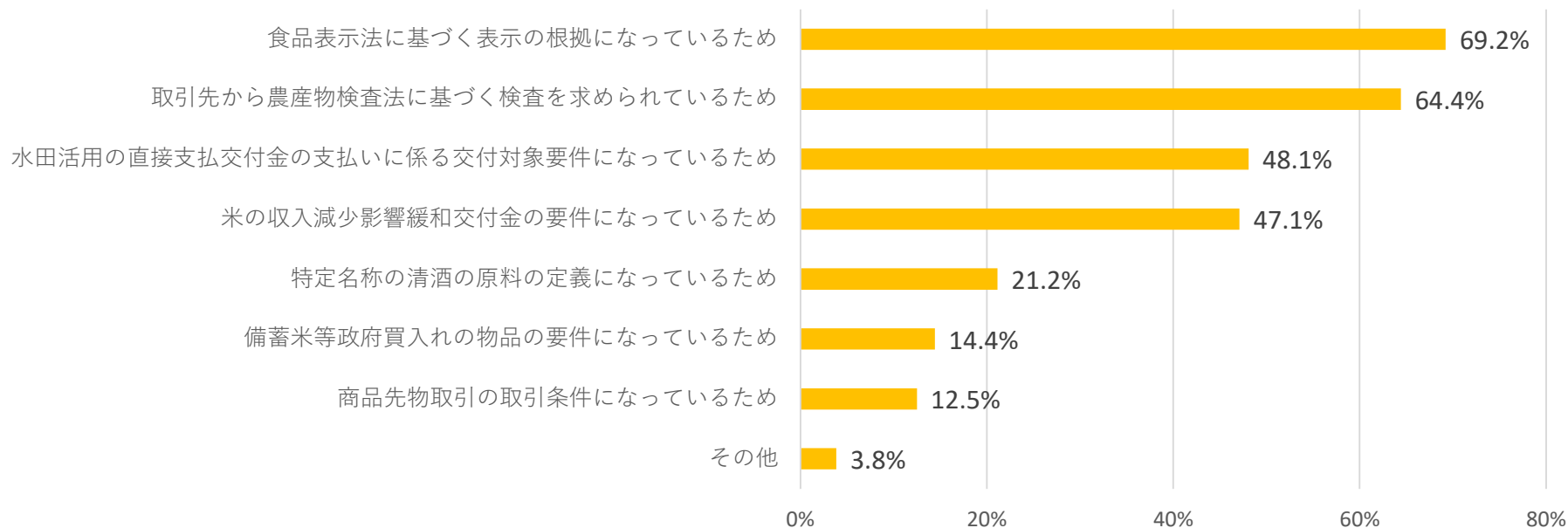


○ 農産物検査・規格に係る会員の声

(設問3) 現在、実需者・消費者に直接販売されている方に伺います。実需者・消費者に販売するものについても、貴社は農産物検査法に基づく米の検査を受けていますか。(一つ選択)(n=110)

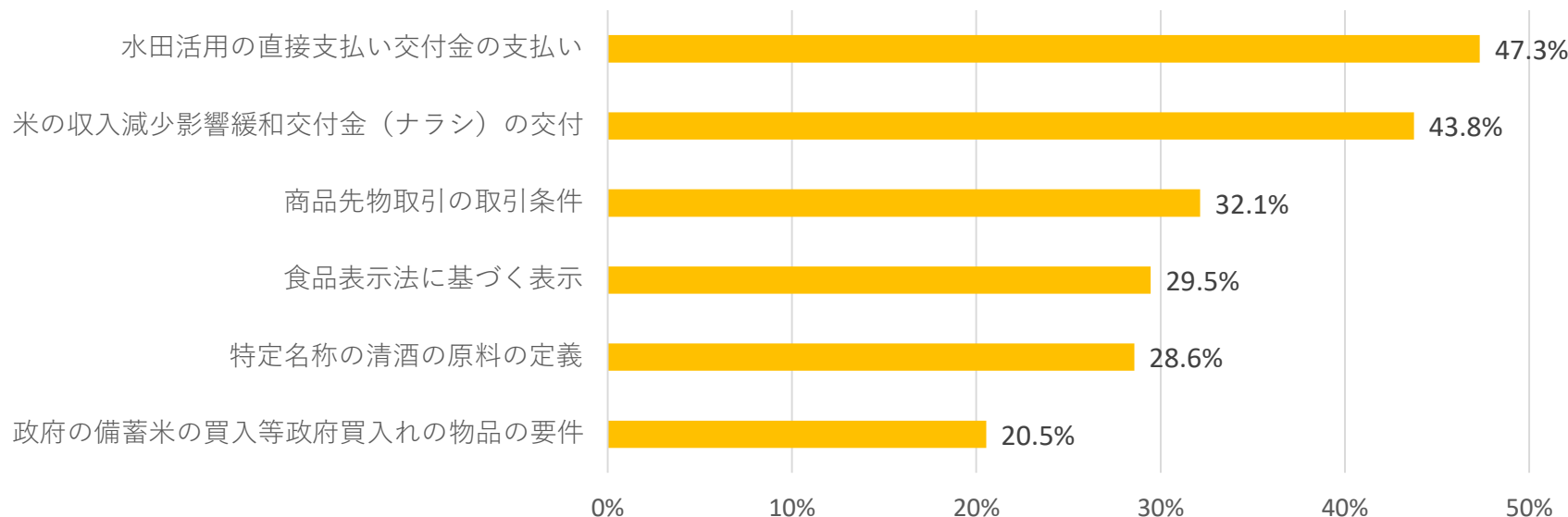


(設問4) 実需者・消費者に販売するものの全部または一部について、農産物検査法に基づく米の検査を受けている方のみにお聞きします。検査を受けている理由は何ですか。(複数選択可)(n=104)

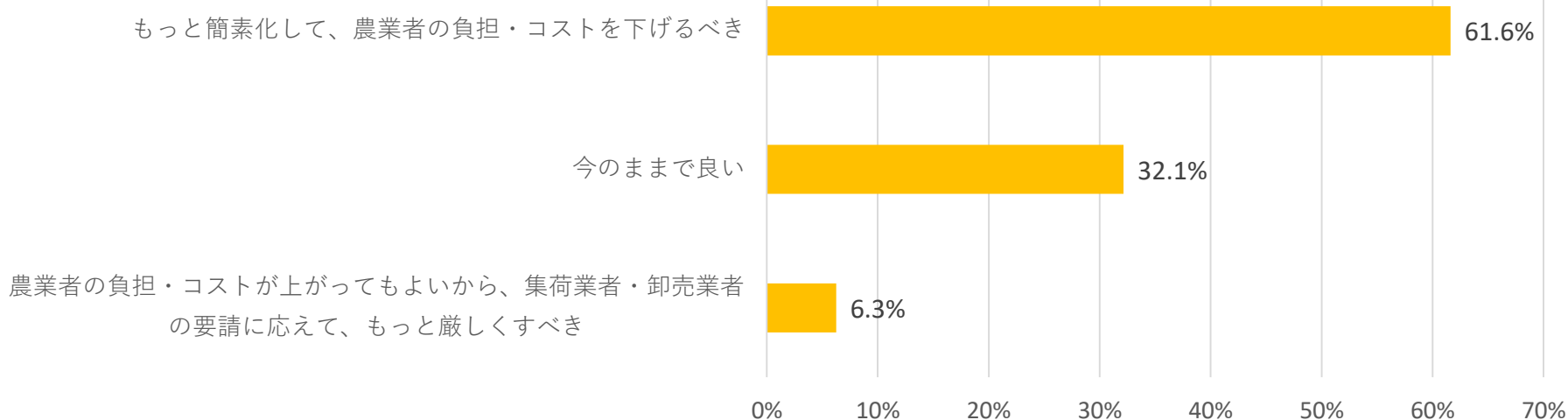


○ 農産物検査・規格に係る会員の声

(設問5) 農産物検査を受けることを次の要件にすることは必要だと思いますか。要件にする必要はないと思うものを挙げてください。(複数選択可)(n=112)

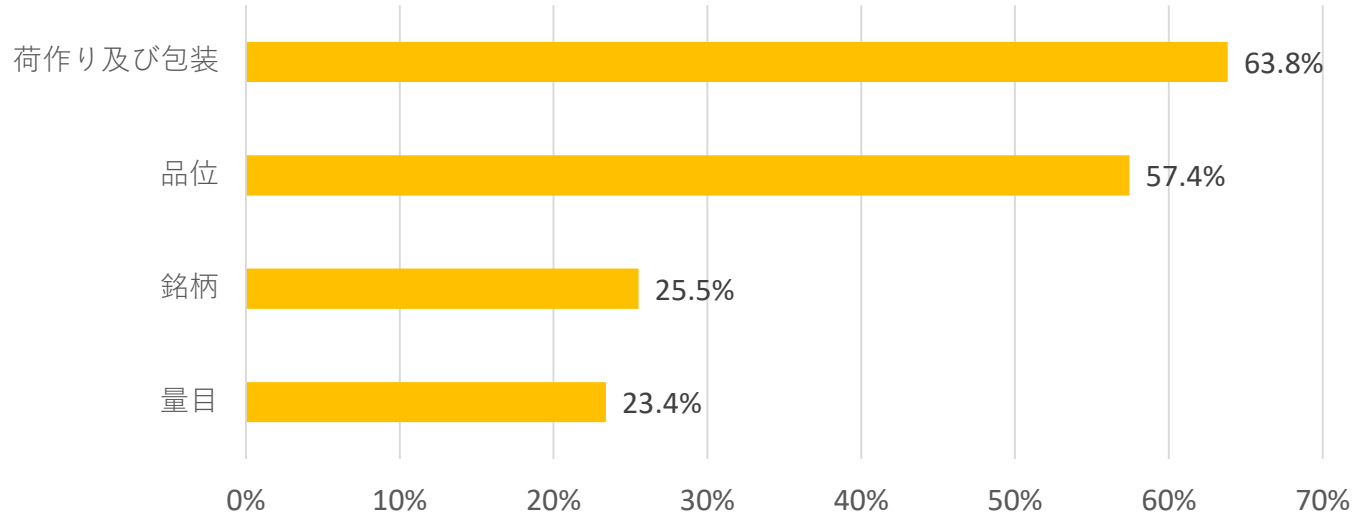


(設問6) 現在販路に係らず、農産物検査を受けているすべての方に伺います。現在の検査規格についてどう思いますか。(n=112)

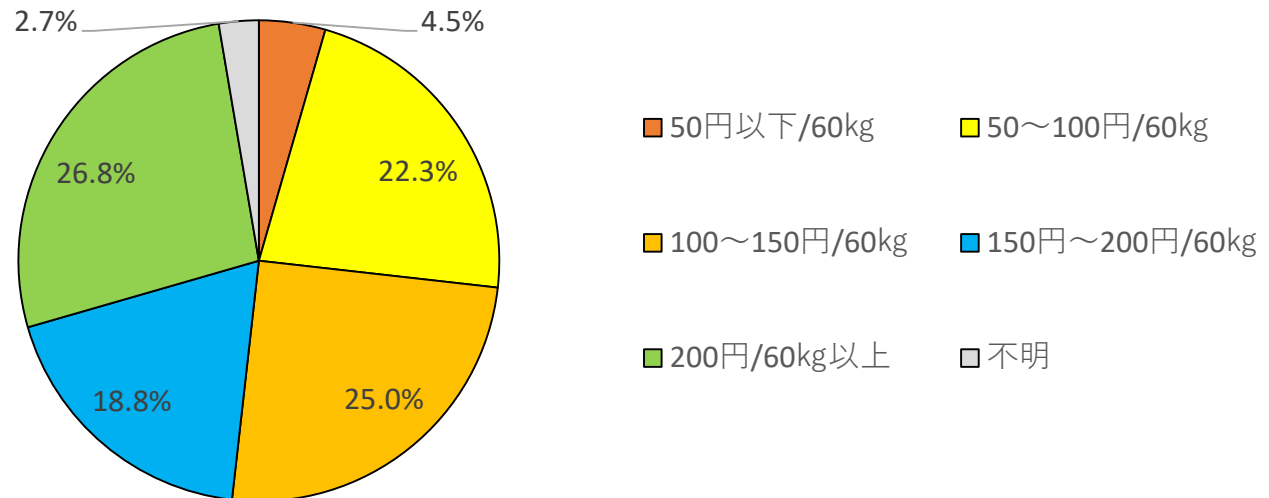


○ 農産物検査・規格に係る会員の声

(設問7)現在の検査規格を簡素化すべきとお考えの方に伺います。簡素化すべき項目は何ですか。(複数選択可)(n=47)



(設問8) 農産物検査法に基づく米の検査を受けている方にお聞きします。検査に係る総コスト(各種検査手数料、人件費、物財費等の合算)はいくらでしょうか(60kg当たり、概算で結構です)。(n=112)



○ 農産物検査・規格に係る会員の声

(自由記述欄(抜粋))

「現在の法律や検査の仕組みは古く、時代に合っていない。現在の検査規格の一部を見直すのではなく、一度白紙にして、シンプルで農家・流通・実需者・消費者がwin-winになる制度を再構築すべきである」

「検査時の添付書類が面倒で、流通上必要性が感じられない」

「検査を必要としているのは、中間にいる業者のみで、 unnecessaryなコストだと思う」

「検査のために全量収穫まで保管しなくてはならず、保管場所に困るし、作業の邪魔になる」

「産地品種銘柄の登録についても、実態として品種名があるのに登録されないと表示できない問題を解消すべき。登録までに2年かかる経済的損失も問題」

「『目視検査』から『穀粒判別機(機械化)』へ変更」

「機械判定で正確に検査出来るので機械を用いた検査が良い」

「検査員によって品位査定が違うのが疑問。消費者への直接販売においては『品種より作り方で味が決まる』という意見も定着し始めており、『買う側が必要なら検査をする』という形がもっとも良い」

「等級検査より、GAPやJASで規定がある『種子証明』や『生産工程管理』の方が価値を持つ時代に入っている」

「生産者だけではなく、消費者に聞き対応するのが筋、誰の為何のための検査なのかを考えるべき」